

夷子訓

中

番外書冊

			二四二九七	和書門
	六	五	七	
三册	二架	函	號	類

庫	文	閣	內	
一九〇	二四二九七			和書
函	七	三册	號	類
一七架				

內閣文庫	
番號	和 24297
冊數	3 (2)
函號	190 377

切敷女訓



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



君子訓卷之中

貝原篤信海述

淺草文庫

伊訓イキは為君克明キミノキミ為臣克忠シノトといふに意ハ

君乃徳ハ明カラスオホテハキミノヨクと主とすあきらかちるれば人を

よく知てよき人を用ひ悪き人アヒを退けて

用ひず故よはよく治る臣下の徳ハ忠を

主とす忠といふ君乃為ハ心を尽して徳

あるより忠を盡ハ友職トモノシヨクを勤め吾人をあげ

すめ君の色を^{アヤチ}徳めて^イ善よろしく^イの我
 身^イの利害を^イか^イく^イす^イ只^イは^イ君^イの^イ為^イ
 心を^イす^イす^イ由^イ急^イ忠^イ臣^イの^イ玉^イ寶^イと^イす^イべ^イ
 不^イ忠^イ者^イれ^イが^イ君^イの^イあ^イま^イり^イと^イし^イ道^イと^イの^イ徳^イめ
 ず^イ君^イの^イ為^イよ^イき^イる^イあ^イま^イり^イと^イし^イ道^イと^イの^イ徳^イめ
 寵^イを^イ給^イひ^イ友^イ縁^イと^イり^イ心^イよ^イか^イく^イる^イを^イ實^イに
 盜^イ賊^イと^イし^イこと^イあ^イら^イず

堯舜乃聖と^イり^イて^イ一人^イよ^イて^イ治^イる^イ

こと^ア能^アはず^ア賢^ア者^アを^ア撰^アび^アて^ア機^アを^アち^ア是^ア
 二^ウ任^ウて^ウ疑^ウはず^ウ賢^ウ者^ウ機^ウを^ウ立^ウと^ウり^ウと^ウ一^ウ時^ウ
 二^エ切^エを^エた^エつ^エる^エあ^エら^エず^エ二^エ一^エ切^エを^エ機^エを^エ勤^エ
 め^エら^エる^エの^エ熟^エして^エ後^エ二^エ切^エを^エ掩^エす^エ政^エを^エす^エ
 る^セよ^セ小^セ利^セを^セん^セて^セ遠^セく^セあ^セら^セん^セる^セを^セ好^セむ^セハ
 聖^セ人の^セの^セま^セら^セあ^セら^セり
 古^セ乃^セ聖^セ主^セ賢^セ君^セハ^セか^セら^セず^セ賢^セ者^セを^セ求^セて
 機^セを^セ任^セ一^セ政^セを^セた^セす^セ二^セ一^セ切^セを^セ治^セま

君子川

七

けて其切大なり君なる人の先我心を正し
 智を以てしよよ一人をすく知を宰^{サイ}臣^シを
 撰^{エラ}び次^ニ徳^ニあり司^シを選^{エラ}ぶべし宰臣の家
 老なり諸有司ハ諸役人なり今時乃取
 次及目附及郡所乃幸行勅定の司^{ツカサ}乃
 ごときハ政より又かくきて重き有司なり
 宰臣有司其人ありがれハ政乱れて必
 ずさすべし宰臣ハ才徳ありて大^{リヤウ}量^ウあり

人を擇^{エラ}ひ用ゆべし取次ハ上^ニ此^ニ云^ハと下^ニも通
 じ下乃云と上よ進す其人悪しこれハ
 上乃進下よくくす下乃若^{クル}し上よ
 えず上下乃情通せずして君徳^{クニ}留^クちたる
 目附及ハ臣民乃言悪を礼して直^ニ云^ハする
 穢^ニちられハ君乃耳目あり郡所乃目ハ群
 よ仁^ニを^ニ深^ニき人^ニと用ゆべし君と宰臣と
 賢^ニち^ニき^ニば^ニ役人^ニ不^ニ仁^ニち^ニき^ニハ^ニ民^ニを^ニ安^ニん^ニず^ル

ことあるはず、勅定乃、司の慮、直よ、一、等、
 教、之、違、し、る、人、と、擇、び、用、ゆ、べ、し、其、修、ハ、是、
 と、推、て、其、職、ハ、宜、き、材、と、選、び、て、任、ず、べ、
 一、か、く、乃、こ、と、く、も、さ、ハ、宜、き、人、と、し、て、治、
 王、民、安、一、尚、書、ハ、政、事、先、人、在、安、民、と、い、ふ、
 君子と小人とハ、存、亡、ハ、一、火、と、乃、こ、と、く、香、と、
 臭、と、の、ご、と、し、一、時、ハ、お、ち、る、べ、て、用、わ、か、た、
 一、小、人、用、わ、ら、る、ま、は、君子乃、乃、乃、乃、乃、乃、

て、君子ハ、つ、ひ、は、小、人、の、為、に、終、せ、ら、れ、て、返、
 い、く、教、
 人、を、知、る、こ、と、古、人、の、言、を、か、か、り、
 人、の、言、語、容、貌、を、見、て、其、心、意、を、知、る、こ、と、
 は、至、明、也、人、を、い、は、ま、か、ち、ら、ず、と、い、ふ、が、し、
 孔子、も、其、言、を、い、は、ま、か、ち、ら、ず、と、い、ふ、を、
 宣、へ、る、教、を、い、は、ま、か、ち、ら、ず、と、い、ふ、を、
 古、人、ハ、人、乃、す、ま、好、む、と、い、ふ、人、乃、教、

友此吾悪と以て察し又其平生行ふ所
 の善悪と見て其人乃賢不肖と知る事
 と同じ業を試みて其材能乃長短と
 知る是古人と知る乃法なり人と知る
 時を以て君も若く告て察用ゆるハ寧ろ乃
 磯なり

凡人ハ忠信ありて後才力用ゆべハ忠信ハ
 忠実よしとして偽ちる事なり不實よしとして

材能あるハ盗人なりとせしむべからず忠
 信あるハ才力少シ純くとも學問ハ別
 たるハ世用ハ達すべハ才能ある事とも
 忠信ある事とも用ひて後悔したる
 君古今は原ハ

古ハ才徳あり人なれば家もかほらす
 賢しき者よしとも孝用なり磯を授く
 材能なき人ハ其族も其子も又祖乃祿

たりりとも修あるて友職は任せず
 政は益あるまあなり
 凡ふ能ある能ある賢者として
 又一人の海にんもと求むれば
 天下よとてきんなり一人の海にんも
 不と知てし人地能すべき職は病なり
 果して其職とよしく勤て切あ討い賞
 ともあてて之を職は任せずし其職は

久しく居れば其のりは熟して切あし
 舞乃時賢良白卒陶稷契のこもき皆一生
 友を遷し終はずして切痛多るなり
 後世乃君は后下乃微勞を賞してたや
 すく友を遷す者皆其職は熟せず或は
 不ゆものちるこいとよかして進惑し一國政
 は益ありし害多し但人を由ゆたしめよ
 小友は任し其能を試て後考用ゆらば

和名外紀卷之十

廿七

位もあつて一もゆるゆるおどしつと友と
 うつすい人と用ひたよあつと
 美れより勤るよよりて成りたつとより
 てすも侍各其位よあつては穢分や
 情^{ツシ}むべ一念はくしまば色に衆人の意と
 ちより一日つしまば色に永き意とちり
 ことちより

位ハ坐席なり禄ハ食邑なり友ハ穢る也
 古ハ穢を勤て切あまハ位とすめ禄と
 増一^{キン}金帛^{ハク}ちど場^{タニ}る友とひて賞と
 せず官ハ徳^クと換くるものなり廢^ク衣^ク員^ク乃
 具^クよあつと

周の世の法ハ士乃子に才徳をなれば父乃
 友とつとらず是を官と世つよせずと
 つみ大后乃子といふもかあらず是才智
 すぐれざれば其父乃禄とよつとつて

其父此友職をいつがせざ大臣乃子ちま
 ばして其人よあぶざる者よ其友職を
 がしむきば其人を職よあなず君乃ちあ
 民乃ためあしく万乃治しず其災乃
 中ちより治るよ後代にさうかくして
 友職をよますし其禄を世にまし後
 君此倉入乃材つきむちりくちるまを
 以て唐虞の世よい友よすむねば其友よ

付くる禄をよし其友よ任せざれば其禄を
 あくはず是今の役新といふも乃ちり是
 万世よあひて害るき良法なるべし友
 職を授りし者其人老死して其子乃
 才なき者よ其禄を其後とすれば君の
 材禄つきて玉用とす
 賢者といへども是失なきこと能はず小
 色とゆふもなれば其切を成し

凡人乃ほめうしむるに信ずべからず
 善人よも人よも信ずべからず
 ほめうしむるに又小人婦女
 奴婢ヌヒの智なく私あそび人の言悪邪正
 をしらず我心よあつて悪人よほめあげ
 心よあつて言ふ善人よもしむるに
 善行を悪としむるに悪行を善としむる
 りふ小ちるるを大よきひるる大ちるる

むらりともめず時乃難かるた
 かひてほめしむること定まらず乃理
 よたひ正直あるはず悪くある人かかひ
 がるを信じて君子とせむ小人を親
 しむる小人よもあつてあつてあつて
 亡ぼすよむる情むべし
 宰臣乃穢ハ君と輔佐して生色失と匡タカ
 救スクひ政乃言悪と論ロン一賞シヤウ一罰バツと正シヨ一徳ユウ

目^シとすべし成^{セイ}切^{カフ}と責^セ廣^メく人^{モト}才^メを求^メて
他^ニ日^ニ乃^シ用^ヒは備^フ細^{サイ}勢^ムを自^{ミツ}か^カず^カる^カ目^ヲ
おま^セあ^セせ^テ進^シ退^スと^シて^テ其^ノ知^ルを^{サツ}察^ス
君^ヲ告^テて^テ其^ノ進^ス退^スと^シて^テ其^ノ知^ルを^{サツ}察^ス
一^ク上^ノより^下に^テ其^ノ長^ク短^クを^{リヤウ}定^ムむ^{コト}
て^モ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ
向^ウ上^ノの^{カハ}へ^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ
と^カし^カる^{コト}の^カへ^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ

切^キ成^スず^カ初^メは^ノ人^ヲと^シて^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ
換^ヘて^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ
考^カふ^{コト}は^ノ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ
凡^ソも^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ
あ^ハら^ズ一^ニ人^ノに^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ
其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ
上^ノより^下に^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ
其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ其^ノ才^ヲ能^クと^シて^テ

下を又欲とて上は悪せず自然のこころ
なり或人を信じてあはむる事あるは
上の心不明よして信使子イユを好む悔ヘをアイ
潜ヲボるゆゑなり

晋シ北平公を信ヘイコフ救向シユクケウよむを乃シ悪クりつぎ大
ちのちやと同じく救向射て曰大長シのシ福を
失ふんことを悪きて若此をを誅めず
小長シのシ罪ツミを悪きて殺アていらずかくるご

とくちこれバ下情フサガ塞サして上は通ツせしむ
玉乃シ大なる悪クなりと上下乃情シヤウツウ通ツせ
されバ上の人等の行をも玉乃は悪クなり
きこととを悪クしむすは日よシ陽シヤウをシ色
悪増アクゾウ長チヤウするを玉乃の老シをシ悪クなり
ハチシとシハチシ

若たる人我の誅を好めざる人我を誅シずるは
ひがととなりたるとハ滴シ食シハ人乃このむ

も乃ちなりある静すべき人の必一ひて
すむ一色に忠を乃出さるに随く事を
このまがれにあり

管仲曰の君のわが智を用わづして聖人
の智を任すわが力を用わづして諸人の
力を用ひ聖人の智を用ひて思ふべきに
のりかよ一して一なるおち一諸人の
力を用ひ色に成然せざることを

人此目ハ天際乃遠きおをいれども我背
をんことあにすを前一とありのよ
聰明乃人も我を失と為し一のいなるあす
ある人の徳めと世の務をゆて我を改む
へ一昔堯乃時進言の旗ありをのり
君に奏せんと思ふ者のいせよたのま
誦乃本あり大なる本を削り都門の
外を建を何者とも政りありとた

おひよりたるまじよきしめてきこあまひ
 取て用ね給ふ^{シエン} 時^{カン} 教^{カン} 誅^シ の^シ 鼓^シ あま
 君と^{イサマ} 誅^シ んと^シ 思^シ ろ^シ 者^シ 其^シ 鼓^シ を^シ う^シ へ^シ 官^シ 人^シ
 出^{イデアヒ} きて^シ 是^シ を^シ 守^シ りて^シ 帝^{シカド} の^シ 奏^シ 樂^シ 乎^シ 乎^シ 乎^シ
 大^ダ 戴^{タイ} 礼^{レイ} よ^シ 人^シ 々^シ 然^シ 皇^イ 般^ン の^シ 湯^ト 王^ヲ の^シ 聖^シ 人^シ ち^シ 有^シ
 然^シ る^シ 中^シ 賢^{チウ} 臣^キ 仲^シ 虺^シ と^シ 云^シ 一^シ 人^シ 湯^シ 王^シ の^シ 誅^シ を
 守^シ め^シ て^シ 是^シ を^シ 改^シ へ^シ 各^{ヤブサカ} ち^シ 守^シ り^シ ず^シ と^シ 云^シ 仲^{チウ} 虺^キ
 湯^シ 王^シ と^シ 戒^シ して^シ 自^シ 用^シ 色^シ づ^シ 一^シ 人^シ 守^シ り^シ ず^シ 一^シ 人^シ 守^シ り^シ ず^シ

自^{ミツカラ} 用^シ る^シ 一^シ 人^シ 我^シ 才^シ と^シ 自^シ 満^シ 一^シ 人^シ 乃^シ 云^シ 一^シ 人^シ
 用^シ ね^シ 給^シ 一^シ 人^シ 乃^シ 聖^シ 王^シ 守^シ り^シ ず^シ 一^シ 人^シ 乃^シ 改^シ め
 人^シ の^シ 誅^シ を^シ 守^シ り^シ 用^シ ね^シ 給^シ 一^シ 人^シ 乃^シ 改^シ め^シ 一^シ 人^シ 乃^シ 改^シ め^シ
 況^シ や^シ 聖^シ 人^シ 守^シ り^シ ず^シ 一^シ 人^シ 乃^シ 改^シ め^シ 一^シ 人^シ 乃^シ 改^シ め^シ
 ぬ^シ ず^シ 一^シ 人^シ 乃^シ 改^シ め^シ 一^シ 人^シ 乃^シ 改^シ め^シ 一^シ 人^シ 乃^シ 改^シ め^シ
 誅^シ を^シ 守^シ り^シ 用^シ ね^シ 給^シ 一^シ 人^シ 乃^シ 改^シ め^シ 一^シ 人^シ 乃^シ 改^シ め^シ
 ず^シ 一^シ 人^シ 乃^シ 改^シ め^シ 一^シ 人^シ 乃^シ 改^シ め^シ 一^シ 人^シ 乃^シ 改^シ め^シ
 一^シ 人^シ 乃^シ 改^シ め^シ 一^シ 人^シ 乃^シ 改^シ め^シ 一^シ 人^シ 乃^シ 改^シ め^シ

若^シ我^レ色^シち^シきと^リひ^シて^テ逆^サひ^テ争^ハハ
 ま^シて^テ告^スす^ル人^ナキ^シ
 臣^トし^テて^テ職^分は^ハ苗^ヲバ^バ君^ノ色^シを^シ
 練^メず^ンハ^ハあ^ズか^ズ漢^カ土^ト乃^ハ忠^臣ハ^ハ身^ヲ
 捨^テて^テ君^ヲを^シ練^メ殺^スさ^ルも^シろ^シと^シて^テ逆^サひ^テも^シ
 敵^カを^シず^ル君^ノ乃^ハ為^ル身^ヲを^シ捨^ルこと^ト戦^ハ
 陣^ノ乃^ハも^シ限^ズか^ズ身^ヲを^シか^ハひ^テ命^ヲを^シ
 惜^ムて^テ君^ノ色^シを^シ知^スま^シも^シ練^メさ^ルハ

不^レ忠^チ者^ナり^テ況^ヤ友^友福^ヲを^シて^テ怒^ヲす^ハ
 り^もあ^ラず^ナり^テ我^ワ邦^ノ乃^ハ今^今戦^戦場^ノは^ハ出^出て^ハ
 勇^勇者^ナれ^ドも^シ練^練卒^ノ乃^ハ一^一漢^漢土^ノ人^ノは^ハ
 及^及ば^ず是^是を^シ乃^乃ち^ちも^もあ^ラず^ナり^テも^も練^練卒^ノは^ハ
 一^一練^練乃^乃練^練と^シて^テ逆^逆さ^スる^ハ
 練^練乃^乃練^練二^二あり^テ直^直練^練と^シて^テ逆^逆練^練と^シて^テ直^直練^練ハ
 明^明君^君は^ハほ^ほと^とこ^こす^ス明^明君^君い^いら^らる^ル強^強き^ク練^練
 とも^も用^用の^のて^てい^いか^かず^ズ逆^逆練^練ハ^ハ直^直練^練ハ^ハ直^直練^練ハ^ハ

魏志 卷之六 魏志 卷之六

びしく誅めずよきことよき事よ
^{キヤウリヤウ}張良の四皓^{シカウ}を呼出し
^{エイカウ}頼考叔が莊公とよき
^{ソフコウ}太子をかへしめず
^{ギンブンカウ}魏文侯の臣任座が文侯
^{テキカウ}をほめて翟璜が直臣あることよき事
^{テキジンケツ}一め狄仁傑が武后を誅して唐をほろぼ
^{タウ}すべし乃頼ちうり只誅をきく人の直誅を

好むべし誅を好むべし孔子乃言く
^{リヤウヤク}良世業ハ口よ苦々^{ニガ}れども病は利あるをたもハ
^{タモ}年よちかへし行ふ利ある湯武ハ誅を
^{ケウチウ}用いて天下を保ち禁付^{フセギ}の誅を拒て身を
^{レキダイ}失ふ元^{ホフ}歴代^{コウ}の君の言悪と云乃治乱^{コウ}真
^{ツウツク}東坡^{コウ}云治乱ハ下情乃通塞^{ツウツク}よりつ元^{コウ}必^{コウ}あ
^{コウ}乃治乱ハたも一人身^{コウ}の事あること病あるが

君子川卷之六 三十一

ごとく血氣流通すき^ハ無病の人となり
血を氣め^らく^ちれ^ハ病人と^{なる}下^りり^ハ血
上^ニ通^レ下^リ流^セ上^ニ通^ル血^ハ流^ル氣^ハ
と^モ通^ス下^ニ人^ノ詞^ヲ取^リあ^げ
され^バ乱^ル言^ハ路^ハ言^ハ路^ハ
通^スき^ハ血^ハ流^ルと^モ血^ハ運^ルと^モ無^病
ある^ガ如^ク一^言路^ハ塞^レば^ハ血^ハ乱^ル
血^ハ氣^ハめ^ぐら^ずして^ハ病^ヲ生^ズる^トす

古^語よ^シ人^ノ下^リ流^ルと^モ血^ハ流^ルと^モ
病^ハ年^ハ如^クかく^リと^モ病^ハ下^ニ
た^シの^ハ上^ニあ^れて^ハ口^ハと^モた^シ人^ハ
痛^レれ^ル一^言路^ハ年^ハと^モ病^ハ痛^レと^モ
て^ハ血^ハの^ハ流^ルと^モ病^ハか^くと^モ病^ハ
あ^らず
家^ハと^モ民^ハと^モ治^ルと^モ嚴^クと^モ苦^シ
嚴^クと^モ先^ニ我^ハと^モ一^言路^ハと^モ病^ハ

法と云ふはゆるかせざるは民乃ひがこととせ
望く制セイして救ユルざるは民乃ひがこととせ
恐るは法を破れず民を恐るは民乃ひがこととせ
罪ツナヒの端コトより始り嚴ちざるは民乃ひがこととせ
ゆるかせざるは初ハジメに民を恐るは民乃ひがこととせ
きざり後オコトに法を破れず法ゆるは民乃ひがこととせ
りてきざり罪ツナヒと犯す者多し初ハジメに嚴ゲンちざるは
きざり後オコトに法を破れず法ゆるは民乃ひがこととせ

多くある嚴ゲンはきざり初ハジメに嚴ゲンちざるは民乃ひがこととせ
あらず民を恐るは民乃ひがこととせ
するは初ハジメに嚴ゲンちざるは民乃ひがこととせ
溺死する者多し火に嚴ゲンちざるは民乃ひがこととせ
とつづき焼死する者多し法を又かくるは民乃ひがこととせ
人君乃後下と成るは民を服せしむるは民乃ひがこととせ
威イなり威イを怒イカるとは民を又かくるは民乃ひがこととせ
すは初ハジメに威イを怒イカるとは民を又かくるは民乃ひがこととせ

臣下万民の幸否をたはく悪といまし
 むるは云々一^{ケレ} 擯^シは威^イをうりて^シは上^ニ此
 威^イ抑^カく^ルなりて^テ法制^{ホフセイ}た^ラず^ル諸侯万民法を
 恐^{オコナ}ぜず^ル一^{ケレ}下^ニ知^ラず^ルな^リ威^イの只上^ニ
 あ^リて^シ一^{ケレ}下^ニより^テす^べか^らず^ル
 文王の民を^イん^ニること^ニ傷^{イタズ}が^レあ^リ一^{ケレ}と^テ民を治め
 て民す^べな^らず^ルを^ナれ^ルを^ナら^ズ一^{ケレ}若^シ一^{ケレ}
 め^ルこと^ニあ^リん^カと^シ憂^{ウレ}ひ^タま^ハは^シ仁者^ノ心

臣家を治る者一の用心なり左傳にも
 必^ニ此^ノ真^ニの^レ民^ヲを^イん^ニこと^ニむ^スが^レ一^{ケレ}
 一^{ケレ}と^シて^シ一^{ケレ}の^レ民^ヲを^イん^ニこと^ニ一^{ケレ}と^シて^シ
 一^{ケレ}と^シて^シ一^{ケレ}の^レ治^ル乱^ス真^ニと^シる^ニは^シ一^{ケレ}と^シて^シ
 一^{ケレ}の^レ民^ヲを^イん^ニこと^ニ一^{ケレ}と^シて^シ一^{ケレ}と^シて^シ
 欺^{アサム}け^ハ下^ニも^上も^上なり^て一^{ケレ}と^シて^シ一^{ケレ}と^シて^シ
 なる^ニ是^レ上^{より}下^{より}なり^て一^{ケレ}と^シて^シ一^{ケレ}と^シて^シ
 一^{ケレ}と^シて^シ一^{ケレ}の^レ性^セも^一つ^となり^て一^{ケレ}と^シて^シ一^{ケレ}と^シて^シ

す正下イキホイの勢イコトは其なるゆゑ上より下を欺キき
ても民すべきやうなるくして一をハ
上より下を欺キきたるは上より下を欺キく
ことなほ一

初イトケちくして父をキと孤コといひ老て子コをキと
獨ドクといひ老て妻をキとウシといひ老てヨツト妻を
きと寡クハといひタヨリをキとウシといひ老てヨツト妻を
らちよといふ不幸タヨリといふ便タヨリるきものる

は四の者世は多けれども其親類乃サイリヨク材力
ありてヤシナ者ハキカン仇家キカンは及ツばず其作乃
スグるべからず其をキカン者ハキカン仇家キカンは及ツばず其作乃
其亦の者行目より常は扶助をさして
仇家キカンせむべからず其キカン者ハキカン仇家キカンは及ツばず其作乃
職分あり民乃仇家キカンするハ其亦の政ミツリゴト
かたはれハありあるユツジ乞人のたほきハその

司乃ツカサバレナリ

我朝ワカも上代ウヘノの帝王テイワウの政セイは老人レイジンを憐アハレミ
 愍ミひ年トシ八十ハチジュウ以上イサノの民タチは位ライ一階イツカイを授ツケけ
 絶ツツ綿メン布フ粟ムをたまりて孝子コウシ昭シヨウ孫ソン義ギ夫フ若ニセツ
 婦フをハ其ソノ門カド閭リョ表ヘウして終ハシるル者モノか
 一ヒトの繻ク寡カ孤コ獨ドク疾シツ病ヘイありて自ミツ存カンし
 かしき者モノをバあラむレ救サツひ給タマひシるルの事記キす
 多くタんニくル又マタ大オホ風カゼありて百姓ヘイシヤウ乃ハ

唐舎コノシヤ破ハ壊ヘしたるは是年コノトシの田租デシツをゆる
 させしことあり

農ノウハハ五イノハ中ナカなり一年イツネン乃ハるルむムまマちチくク耕ケイ
 化カとつとめ米穀ベイカクを地チに出デして上ウヘは貢ミツギし
 万民マンミンを其ソノ小コものあり最モトモ憐アハレみて飢キ
 寒カンの憂ウレヒをシむベ農ノウの時を
 奪ウバはハるル農ノウ乃ハ為ナるルあラずズ五イ乃ハ為ナ
 ちチりリ農ノウ民ミンハ日ヒ夜ヤ勤キン勞ラウすス也ヤもモやヤを

すきハ早風^{ナウ}乃^{ワザハイ}災ありて其利
すくち^{アミク}一^{トカウ}年凶して土貢^{トカウ}を納ること
とかけ^{ユタカ}ハ妻子をら^{アタヒ}を賣^{コウ}ふ^{コウ}は
年^{ユタカ}費^{アタヒ}ある^{コウ}ハ米穀^{アタヒ}價^{アタヒ}を^{コウ}く^{コウ}て^{コウ}困窮^{コウ}を
まぬ^{コウ}る^{コウ}は利^{コウ}す^{コウ}く^{コウ}を^{コウ}な^{コウ}る^{コウ}ハ
其^{コウ}勸^{コウ}め^{コウ}農^{コウ}を^{コウ}及^{コウ}ぶ^{コウ}れ^{コウ}ども^{コウ}其^{コウ}利^{コウ}多^{コウ}し
商人^{コウ}乃^{コウ}利^{コウ}ハ^{コウ}工^{コウ}は^{コウ}倍^{コウ}す^{コウ}ある^{コウ}農^{コウ}人^{コウ}漸^{コウ}く^{コウ}減^{コウ}し
工^{コウ}高^{コウ}ハ^{コウ}年^{コウ}々^{コウ}は^{コウ}増^{コウ}す^{コウ}田^{コウ}を^{コウ}作^{コウ}る^{コウ}者^{コウ}す^{コウ}く^{コウ}か^{コウ}く^{コウ}して

策^{ヲル}と造^{クハ}る^{ブツ}貨^{クハ}物^{ブツ}を^{クハ}あ^{ブツ}き^{ブツ}あ^{ブツ}る^{ブツ}者^{ブツ}多^{ブツ}し^{ブツ}布^{ブツ}を
織^{ヲル}者^{ヲル}少^{ヲル}く^{ヲル}て^{ヲル}綾^{アヤ}綿^{ニシキ}と^{アヤ}製^{ニシキ}し^{アヤ}繡^{ヌイ}染^{ソメ}を^{アヤ}する^{アヤ}と
する^{アヤ}者^{アヤ}多^{アヤ}き^{アヤ}ハ^{アヤ}世^{アヤ}る^{アヤ}困^{アヤ}窮^{アヤ}乃^{アヤ}も^{アヤ}と^{アヤ}あり^{アヤ}と
以^{アヤ}て^{アヤ}古^{アヤ}の^{アヤ}明^{アヤ}王^{アヤ}ハ^{アヤ}農^{アヤ}と^{アヤ}業^{アヤ}ん^{アヤ}ど^{アヤ}く^{アヤ}工^{アヤ}高^{アヤ}と^{アヤ}抑^{アヤ}え
又^{アヤ}穀^{アヤ}を^{アヤ}煮^{アヤ}ひ^{アヤ}て^{アヤ}産^{アヤ}玉^{アヤ}と^{アヤ}機^{アヤ}を^{アヤ}造^{アヤ}る^{アヤ}儉^{アヤ}約^{アヤ}を
以^{アヤ}て^{アヤ}華^{クワ}美^ビと^{クワ}稱^ビぶ^{クワ}る^{クワ}ハ^{クワ}中^{クワ}を^{クワ}業^{クワ}ん^{クワ}ど
未^{クワ}を^{クワ}抑^{クワ}ゆ^{クワ}る^{クワ}ハ^{クワ}一^{クワ}く^{クワ}玉^{クワ}と^{クワ}治^{クワ}め^{クワ}民^{クワ}と^{クワ}安^{クワ}ん
す^{クワ}る^{クワ}乃^{クワ}ま^{クワ}る^{クワ}ハ^{クワ}一^{クワ}く^{クワ}玉^{クワ}と^{クワ}治^{クワ}め^{クワ}民^{クワ}と^{クワ}安^{クワ}ん

農乃田とてむむ魚のあすも亦乃土よ
生さるるごとく魚水あひれば死し亦土
あぐれば枯る民田あぐれば業キヨウとあふ亦農乃
田とてあふむむ憐むとて
聖人民乃力いむむいぬむむむむむむ
あふ公役とてあふ民乃ひまむむむむ
周礼シウレイよ民とてあふむむむむむむ
中事よ二日あふむむむむむむむむ

民いむむむむむむむむむむ
民とてあぐれば奪りて法ホフよ省くむむ人あむ
そ政とすむむむむむむむむむむ
ぐれば盗むむむむむ民と憐むむ衣食とて
かかす困窮せむむむむ盗と止むモトイ基あり
法アキとてあふむむむむ民よ公限とあむむ
建ユタいむむむむむむ奪りてあむむむむ
如くむむむ民とてあふむむむむ奪りてあむむむむ

君子訓卷中終

或ハ盜す者ありハ罪ヨリテ許すべから
ず民ニ思ハる者乃チ其ハ事ラセテ其
治ムキヤウ也——夜食ヲ是トモヤ
シクモ其者高クモ——其罪ヨリテ
めぬハ政ヲス。乃チ其

君子訓卷中終

一

